

日本共産党
高槻市議員団 市政資料

発行/
日本共産党
高槻市議員団
高槻桃園町2-1
電話
072-674-7230
FAX
072-674-3202

中村れい子
☎685-6686
宮本雄一郎
☎695-1900
きよた純子
☎676-5068
出町ゆかり
☎655-8513

**救命救急センター、移転に向け
医大、高槻市などと「基本協定」締結**

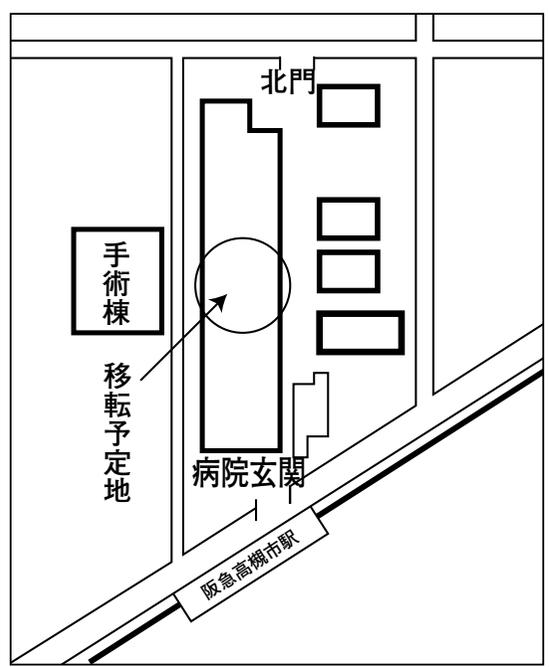
三島救命救急センターは耐震性を満たしていないことから、建替え、移転について、関係者間で意見交換が行われてきました。その結果、大阪医大付属病院に場所と運営が数年後、移行することが決まり、先月16日、同センター、大阪医大、高槻市、大阪府、茨木市、摂津市、島本町が「基本協定書」を締結しました。

同センターは、長年、患者の受け入れを断らないことを目標にしてきました。しかし、近年はICUのベッドが空いていないことや人手不足で対応できず、受け入れを断るケースが増えています。日本共産党の中村議員は3月議会で、「移転後はベッド数や機能は今より良くなるのか」と質問。市は「移転後の救急医療体制がさらに充実するよう、市としてもがんばりたい」と表明しています。

基本協定の内容

1. 移転場所
大阪医科薬科大学が建替え検討中の「病院本館A棟」(下段の位置図参照)
2. 運営主体・形態
運営主体：大阪医科薬科大学、形態：医大病院内に置く
3. 今後の協議事項
(1) 行政の支援
安定した医療体制を維持するための財政支援の内容
(2) ドクターカー事業
事業の継続に向けた協議
(3) 夜間応急診療所のあり方
救命救急センターの移転時期に遅れないように協議する
4. その他
職員の雇用について

救命救急センターの移転予定地



**保育園・認定こども園の「潜在的待機児童」
昨年比91人減でも、まだ540人**

保育所入所・待機児童の状況

	2018年	2017年	2016年
申込者数(A)	6745	6774	6534
入所者数(B)	6205	6143	6017
「潜在的待機児」(C)=(A)-(B)	540	631	517
認定保育所(市独自)	47	44	56
就労支援預かり保育	37	11	7
臨時保育室	21	48	20
(D) 育児休業取得	-	-	75
求職活動停止	72	96	0
特定保育所のみ希望	353	429	359
企業主導型保育施設	10	3	-
待機児童数=(C)-(D)	0	0	0

※企業主導型は保育所認定をした人のみカウント。

今年度の保育所等の待機児童数は「国基準」では5年連続して、ゼロとなりました。しかし、自治体独自の保育所入所や特定の保育所のみを希望しているなどの「潜在的待機児童」は昨年比91人減ったものの540人と依然として多い状況です(表のD)。特定保育所のみを希望している主な理由は、上の子どもと同じ保育所、通勤の都合や自宅近くの保育所、特徴的な保育をしている所へ入所させたい等が多いとのこと。子どもを保育所に預けたい人は多く、待機児解消へ引き続き努力が必要です。

6月議会

個人市民税の固定資産税軽減の変更や中小事業所の

国の税制改正により、2021年から市民税などが変更されます。国は所得税の給与所得控除、公的年金控除を10万円減らし、基礎控除を同額増やします。市民税については、非課税の対象になる障がい者、未成年者、寡婦（寡夫）世帯の所得基準の上限額が125万円から135万円に引き上げられます。また、均等割非課税などの限度を10万円引き上げます。

保育料など値上げの可能性

今回の変更で税額を決めるための課税所得は変わりませんが、収入から給与所得控除などを引いた額に所得額が増え、これをもとに、算定している保育料などが値上げになる可能性があります。原因を作った国は、市町村に対し「社会保障制度担当部局と連携して、適切に対応していただきたい」（2018年与党税制改正大綱）と無責任な態度です。

道徳教科書の展示始まる

今年度から、国が「道徳」を小・中学校で教科化します。高槻市で使用する教科書を選定にあたって、教科書見本の展示が始まっています。教科書は読むことで、意見を提出することができます。提出された意見は、校長、教師、保護者などで構成される教科書選定委員会へ審議の参考資料として提出されます。審議を経て、選定委員会が教育委員会に「答申」を行い、それを参考に8月、教科書が決まる予定です。

日本共産党の「道徳」教育についての考え

道徳教育は、子どもたちが互いの人権や尊厳を大事にするなど、憲法の理念に沿った内容であることが必要です。そして、それらは教科化し、評価されることでは、身に付かないと考えます。多様な考えが認められる自由な雰囲気の中で、子ども達が様々なことを経験し、話し合うことによって、自主的な判断で選び、身に付いていくものではないでしょうか。

国による「生産性向上特別措置法」の改定により、中小事業所が新たに導入した設備などにかかる固定資産税が3年間軽減されます。対象となるのは資本金1億円以下で従業員1000人以下の事業所で、市町村が「導入促進基本計画」策定し、同計画のもと、「生産性が向上する」と認定を受けた設備投資が対象になります。中村議員の本会議質疑で「対象事業所は9000件ある」と市は議会で答弁しました。

中小事業所全体に行き渡る施策を

中小事業所の固定資産税は、現行でも「中小企業等経営強化法」のもと一定額以上の設備などを導入すれば、固定資産税の軽減が受けられます。対象は同じです。しかし、昨年度実績で軽減を受けられたのは、9000件の内、4事業所だけです。中村議員は「中小事業所全体に行き渡る施策が必要」と主張しました。

日程：6月6日（水）～7月6日（金）
会場及び展示時間帯等

- ・教育センター（城内町） 4階
- 9時～17時（土日・祝日は休館）
- ・中央図書館3階
- 10時～19時（月・水・金）、10時～17時（木・土・日・祝）
- ※火曜日休館、6月18日（月）～23日（土）は臨時休館

各議員の所属委員会など決まる

5月16日～18日まで、議長や各議員の所属委員会を決める臨時議会が開かれ、共産党市議団4名の所属委員会などが決まりました。

中村れい子

都市環境委員会（副委員長）、新名神・交通体系等対策特別委員会（委員長）、議会運営委員会

宮本雄一郎

福祉企業委員会、市街地整備促進特別委員会、国民健康保険運営協議会、都市計画審議会

きよた純子

文教市民委員会、地方分権推進特別委員会（副委員長）、社会福祉審議会高齡福祉専門分科会

出町ゆかり

総務消防委員会、史跡整備等特別委員会、議会だより編集委員会